

人権方針

第1章 総則

(目的)

第1条 この方針は、「舞台ファーム経営方針」「舞台ファーム行動指針30ヶ条」とともに、すべての事業活動の基盤です。私たちはすべての人の人権を理解し、人権尊重の責任を果たすため、ここに「舞台ファーム人権方針」を定めます。

(基本的な考え方)

第2条 私たちは、企業活動が人権に影響を及ぼす可能性のあることを認識し、バリューチェーン上のすべての人の人権を尊重することを最重要課題の一つと認識しています。私たちは、以下の国際的な原則・基準を、人権に関して最低限遵守されるべき原則・基準と理解し、支持します。

- ・「国際人権章典(『世界人権宣言』『市民的および政治的権利に関する国際規約』『経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約』)」
- ・「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」
- ・「国連ビジネスと人権に関する指導原則」
- ・「OECD多国籍企業行動指針」
- ・「国連グローバル・コンパクトの10原則」
- ・「子どもの権利とビジネス原則」
- ・「日本ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」

(適用範囲)

第3条 本方針はすべての役員と従業員に適用されます。私たちは、役員と従業員が「人権を尊重される存在」として、差別のない安全な職場で、働き甲斐をもって仕事ができるよう環境整備に努めます。また、役員と従業員は「他者の人権を尊重すべき存在」であることを理解し、本方針を実践します。

第2章 人権尊重の推進体制

(体制)

第4条 人権尊重推進の最高責任者は、代表取締役社長とする。

- 2 人権尊重推進のうち重要事項の決定は、取締役会が行うこととする。
- 3 人権尊重推進の実践のため、代表取締役社長直轄の人権尊重推進委員を設置し、社長の委嘱を受けた人権尊重推進委員会委員長を人権尊重推進を統括する責任者とする。
- 4 人権尊重推進委員会メンバーは委員長が選任する人権尊重推進委員により構成する。
- 5 人権尊重推進委員会事務局を人権尊重推進活動の窓口として設置する。

(重点取組み)

第5条 私たちは、下記の項目を重点的に取り組みます。

(1) 非人道的な扱いの禁止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントその他、精神的か肉体的かを問わず、あらゆる形態のハラスメントを行わない。体罰を含む虐待など非人道的な扱いを行わない。

(2) 強制労働の禁止

自由意思によらない強制的な労働や人身取引を禁止する。

(3) 児童労働の禁止

すべての企業活動および取引関係において、法定の最低就業年齢に満たない者を雇用しない。また児童の発達を損なうような就労をさせない。

(4) 差別の禁止

人種、性別、国籍、民族、言語、宗教、信条、社会的出自、財産、性的指向、性自認、健康状態、障がいの有無などの、業務と関係のない属性、状態を理由に特定の個人を従属的または不利な立場に置かない。

(5) 安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供

法令に従い、安全で衛生的かつ健康的に働き続けられる労働環境を提供する。

(6) 適切な労働時間の管理

法令に従い、労働時間・休日・休暇を適切に管理する。

(7) 適切な賃金の確保

法定最低賃金を遵守するとともに、生活賃金以上の支払いに配慮する。また、不当な賃金の減額は行わない。

(8) 子どもの権利の尊重

商品・サービスに関し、子どもの権利を尊重し、その推進を図る。

(9) 安全な商品・サービスの提供と倫理的なマーケティングや広告活動

商品・サービスの安全性を確保し、マーケティングや広告活動において差別を行わない。また広告活動で差別を助長する表現を使用しない。

第5章 雑則

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、取締役会の決議による。

附則 本規定は、令和6年7月1日より施行する。